

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月25日(火) 午前9時30分から

2. 開催場所 尾之間支所 3階 第3委員会室

3. 出席委員(21人)

会長	1番	鎌田	秀久	君
農業委員	2番	牧	優作郎	君
	3番	牧	潤三	君
	4番	西橋	豊啓	君
	5番	平田	耕作	君
	6番	岩川	原造	君
	7番	内田	政人	君
	8番	黒葛原	洋子	君
	9番	安藤	清浩	君
	10番	亀割	義一	君
	12番	岩川	亜希子	君
	13番	上山	竜太	君
	14番	神宮司	守昭	君
推進委員	◎	田中	三九雄	君
	◎	浜田	芳郎	君
	◎	楠	忠久	君
	◎	日高	晋作	君
	◎	大堀	裕介	君
	◎	渡邊	浩	君
	◎	川崎	太一	君

4. 欠席委員(3人)

欠席者	11番	大角	千名美	君
	◎	白川	満秀	君
	◎	備	邦雄	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告第11号 耕作放棄地についての農地・非農地判断について

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農用地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	鶴田	洋治
係長	川東	卓磨
主事	岩川	篤也
相談員	西田	博隆

7, 概要  
事務局

おはようございます。

定例総会の開催の前に、これまで一緒に活動を行ってきた[ ]推進委員が今月亡くなられました。故人を偲んで黙祷を捧げたいと思います。

黙祷（1分間）

本日は大角千名美農業委員と白川満秀推進委員と備邦雄推進委員が欠席となっております。

ただ今より平成 30 年度第 9 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 12 番委員の岩川亜希子委員にお願い致します。

憲章朗唱（12 番委員）

お座り下さい。

会長あいさつ。

会長

改めて皆さんおはようございます。

冒頭にもございましたけれども、私たちは現職の同僚を 1 人亡くしました。彼の人生をちょっと振り返りますと、非常に波乱に満ちた人生だったのかという気がしています。また、その後の農地の利用についても、私も少し首を突っ込んだのですが、中々簡単には行きそうにない、という事だけが今わかっているところです。具体的に言いますと、親族で相続人は決定をしているのですが、その相続人が未成年ということで、その手続きに後見人が必要と。その後見人という方の生活の根拠地が[ ]にあるということで、手続きがそう簡単には進まない。また、考え方についても、中々屋久島の農業の実態を解ってもらえていないのではないかなという部分を多く感じまして、難しさがあるなど感じているところです。本日は、議案関係はそれほど多くありませんが、後もって事務局から[ ]委員の後任委員の補充についても話が出てくるかと思しますので、ご協議をよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 5 番委員、6 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 11 号。「耕作放棄地についての農地・非農地判断について」事務局からの説明をお願いします。

事務局

報告第 11 号。耕作放棄地についての農地・非農地判断について、次のとおり非農地判断を行いましたので報告をいたします。

調査集落名：一湊地区、調査年月日：平成 30 年 11 月 27 日、調査者：神宮司委員、岩川主事、西田農地相談員 で調査を行いました。調査した筆数は 128 筆（46,470 m<sup>2</sup>）あり、そのうち非農地として判断したのが 49 筆（27,648 m<sup>2</sup>）となります。詳細については資料をお目通しください。

調査集落名：志戸子地区、調査年月日：平成 30 年 12 月 11 日、調査者：白川委員、岩川主事、西田農地相談員 で調査を行いました。調査した筆数は 152 筆（53,916 m<sup>2</sup>）あり、そのうち非農地として判断したのが 38 筆（9,160 m<sup>2</sup>）となります。詳細については資料をお目通しください。

以上、報告といたします。

会長

ただ今の報告案件の中で、皆様方から何かご質問がございますか。

10 番委員

結構無断転用が多いのですが、無断転用の主になっているものはどういうものですか。

事務局

家がほとんどです。家が建っていたであろう場所で下がコンクリートの状態で放置されている場所もありました。

10 番委員

家が建っている、建っていたであろう場所という事は、もう何年も経っていると

いう事ですよね。ということは、今回の調査と前回の調査で重複している場所があるという事ですか。

事務局

はい。無断転用の農地に関しては前回の調査と重複している箇所がほとんどになります。

会長

確かにこの、一湊にしても志戸子にしても家が建っている場所、若しくは建っていた場所というのは相当年数が経っているのではないかと推測がされますので、そのような土地については担当地区の委員さんが積極的に非農地証明願を出させると。20年以上経過しているのであれば。それによって非農地が減っていくという結果になってくるかと思えますので、そこらは農業委員としては非常に非農地証明を進めるというやり方はちょっと気持ち的にどうなのかなと思う部分もあるかもしれませんが、これは法令上認められた方法ですので、これはやっていくしかありません。

10 番委員

以前農業新聞で非農地の解消という事でそういう事も出ていましたよね。

農地相談員

無断転用の箇所については、非農地判断ではなく非農地証明願を所有者の方に出してもらおうということで現地確認をした委員さんにも話をしています。

会長

場所によっては委員さんが非農地証明の書式をもって所有者を訪ねた時に、「農業委員がそんな事をしていいのか」と言われるところもあるそうですが、それは覚悟の上でやっていけばいいんじゃないかと思えます。また、耕作可というところも結構ございますので、そこについては近くの人や新規参入者をあたって耕作放棄地の解消に向けて声掛けをしてもらえればなと思えます。

他に質問はございませんか

5 番委員

公共用地もございしますが、ここも非農地にしたらどうですか？

会長

そのような個所については恐らく人為的改廃が行われている場所になりますので、全ての区域の調査が終わった後に地番等をはっきりさせて、地目変更を行うようにお願いをする予定です。

農地相談員

農地のまま置いておく場所も出てきます。

5 番委員

農地のまま置いておく理由というのはあるのですか？

事務局

この非農地判断というのは、土地の現況に着目して判断を行います。従って現況が農地であり、耕作が可能な土地については、所有者が屋久島町であろうと非農地として判断はいたしません。

また、1点補足で説明をいたします。先ほど無断転用の説明をしましたが、正しくは無断転用と思われる、ひょっとしたら転用許可を受けている可能性の農地です。所有者が許可を受けた後に地目を変更していない可能性もあります。非農地証明願の指導を行う際に、頭から無断転用と決めつけて指導を行うと、もし本人が許可を受けていた場合にトラブルが発生する恐れがありますので、そこはご注意ください。

会長

北部地域においては、合併以前の許可等のデータが残っていないくて、許可を受けているのか分からない部分が結構多いようでございます。

会長

皆さん方から何かご質問がございますか。

推進委員

農地に家が建っているのが吉田地区にもありますが、行政では家を建てる時に建築確認とかで、そこが宅地ですよとか、農地ですよとかの指導とかは行わないのでしょうか。

事務局	<p>都市計画区域内であれば建築確認申請を行いますので、その際に農地等の確認作業はしますので、そこで指導は行われますが、それ以外の場所は建築届だけで済んでしまいます。都市計画区域外では確認申請の必要がないという、その辺の違いで、このような状況も生じているという事です。</p>
7 番委員	<p>不思議な点は、農地に家を建てて税務課は宅地として課税します。でも土地は農地のままですよね。それをずっとほっといて、私もそういうのがあって変更してもらいましたが、そういうのも結構多いんですよね。結局は役場の方からすると現況家が建っているから宅地として課税する。建っている住宅というのは、農地です。その辺の乖離というものを税務課サイドが言うべきなのか、農業委員会の方が言うべきなのか、だけど農業委員会は分からないんですよね。</p>
事務局	<p>税務課も同じく現況主義なので、当然住宅が建っていれば宅地と見なして宅地課税を行います。ただそこは多分、調査に行った時に地目を宅地に変更してくださいとお願いはしていると思います。ただ、それは強制的に税法上では言えない部分もあります。ただ、今回の件を踏まえ可能な範囲で地目変更のお願いを税務課サイドでもお願いしていただくよう、私の方からも税務課長の方へはお願いをしていきたいと思っています。</p>
推進委員	<p>これから家を建てようとしている場合、推進委員としては、その場所が農地であった場合は事務局に確認をした方がいいという事です。</p>
会長	<p>そこが農地であるという事が間違いなければ、ここは農地ですので手続きをして下さいねという事で、申請用紙をお届けする位の事はしてほしいと思います。農地もしくは農用地区域の確認を事務局の方へ確認を行った上で対応していただければ事は動きやすいかと思えます。</p>
4 番委員	<p>今の件については、農用地に入っていれば出来ないという事もあり得ると思います。ただ、申請を上げれば出来るというものでもないと思います。平内地区でも農用地区域内に家を建てたいという場合には、厳しいのかなと思っています。申請をすれば出来るという言い方は誤解を生じるのではないのかと思えますが、どうでしょうか。</p>
会長	<p>そうですね。農用地区域の真ん中、特に公共事業が投資されている場所につきましては、まず屋久島町の農政のスタンスとして農地として守り続けようという姿勢は持ち続けていきたいと思っています。</p>
4 番委員	<p>補助事業が投入された場所での、補助金適正化法の処分年数が経過している場合には可能性はあるのかなと思われませんが、この部分についてはどうでしょうか。</p>
会長	<p>可能性はあるけど他の要因も絡んできますので、そういう所もクリアしないといけません。あるいは補助金適正化法は過ぎてても、屋久島町の農政のスタンスとして、転用許可あるいは除外をしていいのかという問題が発生します。当然、農用地区域の許可については、県との協議ですので県の方からも本当にいいのか念押しが来ると思えます。</p> <p>それから、先ほどの地目の部分で地目変更はあくまでも持ち主、あるいは相続人が申請をして変えますが、私どもが行っているこの非農地通知をしたところ、これまでの累計は約 1000 町歩を超えていると思われませんが、これまで地目変更をおこなったところは、あっても 20%かなと思っています。これは推測です。県の方にも、この非農地通知を発行した場所については農業委員会が地目変更を行える業務ができるような事業の導入をしてもらえないのかお願いをしていますが、なかなか取り上げてもらえない現状です。かつての地籍調査では地目の変更も可能でした。調査の中で。だからこれと同じように、農業委員会が農地ではないと判断したところは、農業委員会で変えられるような制度の確立、そんなところを思っているところでございます。</p>

4 番委員	<p>今会長が言われるように、町が一体となって取り組んで行かなければ、会長は先ほど 20%と言われましたが、私は 1 割もないのではと思っております。本人達も地目変更の必要性は分かっているんだけど司法書士にお願いする手間暇を考えれば、こういう部分で恐らく 1 割にも達していないのではないかと思います。地籍調査みたいに農業委員会が認めた場合は手続きかれこれも、勿論本人がやらなければいけない事ですが、そういう制度が確立されれば早めの解消が図れるのかなと思います。</p>
推進委員	<p>よろしいでしょうか。例えば農地に倉庫を建てて、そこに居住する場合は、何等法律的な事は介在しないのでしょうか。今のところ罰則も無いという事ですか。</p>
会長	<p>法律上はあります。屋久島町の場合は、そういう農地転用については、県知事許可ですので、県からは各市町村は指導のみで終わるなどと言われてます。指導に従わない案件については県まで上げなさいと言われてます。県まで上げたら県は最終的には強制執行をする権限は持っています。古い話になりますが、屋久島町、県下の中で数少ない県まで報告した事例がございます。県から直接、2 回か 3 回か現地調査も来ています。来ていますが実際に県が代執行まで踏み込んでいないのが現状です。</p>
推進委員	<p>われわれは指導的な立場から、はっきりと言えらるわけですね。</p>
会長	<p>はい。ですので先ほど事務局からありましたように、もしかしたら許可を受けている可能性もございますので、地目は本人が申請をして変えますので、あるいは代理人に頼んで行いますので。本人が手続きをすれば費用はかかりませんが、家屋調査士等に頼みますと幾らかの手数料が発生してきます。</p>
推進委員	<p>住宅と倉庫の境はどこなんですか。</p>
会長	<p>今の質問と答えは違ってくるかもしれませんが、居住用の建物を建てれば、そこは税の軽減措置が働きます。けどもそこが居住用ではない、倉庫の場合は軽減措置は働きません。満額きます。1 階が倉庫で 2 階が住まいの場合は、住所がそこにあれば当然居住用の住宅として軽減措置がございます。生活をそこでしない、倉庫だけだと軽減措置は働きません。単なる掘立小屋みたいな、いつでも撤去できるようなものについては、恐らく税務課は課税しないと思います。</p>
5 番委員	<p>最後に 1 点よろしいでしょうか。利用状況調査をする時に台帳と地図をもらいますよね。この分については、農業委員会で非農地と判断した分は削除されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>非農地判断をした箇所はリストからは外されてきます。地目変更はされていなくても調査対象からは外れてきます。</p>
会長	<p>ほかにご意見等ございませんか。  それでは、非農地の調査については、このようにご承知おき下さい。  次は議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。  整理番号 28 番、権利種類：貸借権設定、契約内容：賃貸借権、申請人：借人■■■■■■■■■■、貸人が■■■■■■■■■■、土地の所在：■■■■■■■■■■、地目：畑、面積：4,660 m<sup>2</sup>、農用地区域内農地、利用状況：畑、営農計画及び耕作期間：たんかんを 1 月から 12 月、事由：新規就農、権利の設定を受ける者の状況：経営面積：なし、農作業従事状況等：申請人が 4 年、夫が 1 年、農機具等の保有状況：刈払機 2 台、</p>

チェーンソー1台、非耕作地はございません。周辺地域との関係につきましては、特に支障等はないと思いますとの事です。地域との役割分担の状況につきましては、集落の共同作業等全面的に協力いたしますとの事です。  
以上です。

会長

整理番号 28 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

9 番委員

現地を確認しましたが非常に管理が行き届いている樹園地でした。貸人は先ほど説明がありましたように、相続によってこの土地を取得しましたが農業経験もなく管理をしてくれる人がいればとの事です。借人につきましては、16年ほど前に屋久島に来られたという事です。■■■■の仕事をしております。屋久島に来る前は■■■■にいて、そこで何年か農業経験もあるそうです。申請書の中にもありますように、障害者の自立支援事業と記載されていますが、■■■■という組織があって、自分で仕事出来るように、今回の畑を使って収穫作業等を自給■■■■円でというふうにおっしゃっていました。収穫以外の管理作業は借人もしくはクラブの関係者でやられていくという事でした。あと、私的に少し気になっていたのですが、農作業の従事日数を確認したところ、ほぼ毎日畑の方へは行っているとの事です。新規就農という事で特に問題はないと思われます。以上です。

会長

整理番号 28 番について皆さん方からご質問等ございますか。

4 番委員

同じ原集落同士でまた今後、障害者の支援事業にも関わっていくという事で、あの人ではないのかなという気はしていますが、障害者の支援事業は複数のメンバーもいられるようですし、収穫作業はこういう人たちでやられるのは良い事ではないかと思っているところでありますので、私は賛成したいと思います。

会長

ほかに皆さん方からご質問等ございますか。

(「ありません。」の声あり)

整理番号 28 番は許可することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 28 番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第 33 号、農用地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 33 号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画について議決を求めます。

整理番号 18 番、権利種類：所有権移転、契約内容：贈与、申請人：譲受人■■■■、譲渡人■■■■、土地の所在：■■■■、現況地目：畑、移転時期：平成 31 年 1 月 1 日、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等：主な経営作物：茶、経営面積：所有地 40,389 m<sup>2</sup>、従事日数：300 日、農機具等の保有状況：軽トラック 1 台、2t トラック 1 台、倉庫 3 棟、乗用摘採機 1 台、中刈機 1 台、防除機 1 台、以上です。

会長

整理番号 18 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

5 番委員

譲渡人は受人の叔母になります。鹿児島に在住していますが、子供さんもない、帰島する予定もないという事です。以前は申請地だけの土地があったようですが、受人の父が下の現在茶を植えている場所がありますが、ここを山林状態だったところを買って、開拓してお茶を植えたという事です。その時に併せて今回の申請地を許可を受けて植えていました。今回、上の土地だけが姉の名義だという事で、先ほども言いましたが後継者へ名義変更を行うという事で贈与するものであります。受人は非常にまじめに一生懸命、毎日茶畑に通っています。大変良い事だと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

会長	整理番号 18 番について皆さん方からご質問等ございますか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 18 番は計画を認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 18 番は計画を認めることに決定いたします。
事務局	【行事予定説明】
会長	以上をもちまして、第 9 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時20分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定による署名

5 番 \_\_\_\_\_

6 番 \_\_\_\_\_

平成 30 年 12 月 25 日

屋久島町農業委員会会長 鎌 田 秀 久